

日隆聖人における「法度」について

——四條門流との関連について——

小西 顕龍

一、はじめに——問題の所在

室町期の日蓮聖人門下の代表的学匠として、京都四條門流から分派し法華經本門八品正意をたてた、慶林坊日隆聖人（一三八五—一四六四）がある。日隆聖人（以下、日隆師と略称する）が法華經本門八品正意を標榜する目的は、末法における本因下種を鮮明にすることであり、その立場から教化活動と門下の教育とにあたっては、とところで、日隆師は多数の弟子檀越を教化し、教団を形成する上で、信仰上の紐帯として「法度」を制定した。日隆師はその生涯において四種の「法度」を制定し、日隆教団の規律・規則を示しているのである。また、日隆師が帰属していた具足山妙顕寺（日隆師帰属当時は妙本寺と称す）には、開山である肥後阿闍梨日像聖人（一二六九—一三四二）が制定した「法度」が二種存在し、日隆師はこれらの「法度」を遵守していたと考えられる。また、中世日蓮教団諸門流において、本寺の貫首は代々讓状等を授与し、貫首権の正当性や門下への影響力を維持した^①。これは妙顕寺も同様であり、管見の限り、日像聖人（以下、日像師と略称する）の授与状等は、(1)「日像上人伝授状」・(2)「日像上人授与状」^②・(3)「日像上人讓状」^③等の三種が確認できる。すなわち、妙顕寺においても

歴代の貫首に寺宝や門徒等が付属され、貫首の支配権及び影響力は絶対的なものであったということが理解できる。したがって、日隆師は日像師制定の「法度」に強い影響を受けていたと考えられる。そこで、本稿では日像師と日隆師とが制定した「法度」に注目し、日像師制定の「法度」⁽⁶⁾と日隆師制定の「法度」との関連について、少しく考察するものである。管見の限りであるが、日像師が定めた「法度」には二種のもものが確認される。そこで、日像師制定の二種の「法度」について順次検討したい。

二、日像師制定の「法度」について

日像師の制定した「法度」については、管見の限り(1)『日像置文』⁽⁷⁾・(2)『妙顕寺禁制』⁽⁸⁾の二種の存在が知られる。そこで、これら二種の「法度」を列記すると以下のとおりである。

(1) 『日像置文』〔曆応四（二三四）年三月一九日〕

大乘法印 尚々非我教化して

かすめ申事 煩他門教化剩於遠背

依多作定 本所之輩者永可被准

法候 謗法候可有諸方下知候

為妙顕寺弟子門徒僧尼

男女等の其流までも煩ハシ

又おと志もせん僧徒をハ不レ可レ被レ用

相構不レ可レ被レ一ニ同此義一若尚遠ニ背

此義一してわつらハしおとしもせん

有レ僧者可レ為ニ謗法同罪ニ忿々可レ

被レ訴ニ申妙顯寺一候、又不レ信ニ用此義一

門徒も可レ為ニ地獄業一者也仍執達如レ件

三月十九日 日像(花押)

謹上 大覚僧都御房

(2) 『妙顯寺禁制』〔曆応四(一三四一)年七月二四日〕

定 禁制條々

一 妙顯寺門徒等不レ可レ有ニ法門異義一事

於ニ聖人御本地ニ不レ可レ有レ諍自ニ公方ニ有ニ御尋ニ之

時者守ニ御抄之趣ニ可レ申レ之次不レ知ニ教道証道

義ニ而於下謂ニ觀道之法門ニ之輩ニ者不レ可レ為ニ妙顯寺

御門徒ニ惣有ニ法門異義一者集ニ会当寺ニ可レ明レ之

不參而存ニ異義一者可レ同ニ謗法一者也

一 妙顯寺御本尊事

日隆聖人における「法度」について ― 四條門流との関連について ―

自筆御經等并宝塔中本尊等不_レ可_レ出_二他所_一

若有_二盜出輩_一者可_レ准_二謗法_一者也永不_レ可_レ為_二當寺之門徒_一

一 二季御仏事不參事

諸国僧徒等於_二妙顯寺門徒不參之輩_一者依_下

遠_二本所_一之過_上永准_二謗法_一可_レ放_二門徒_一者也但有_二当病并不慮難儀_一者可_レ差_二進代官者_一也設

雖_レ為_二法華宗_一信用彼不參之輩_一者可_レ為_二与同罪_一者也

一 誘_二取他人弟子檀那_一事

云_下取_二他人檀那_一之科_上云_下捨_二本師檀那_一之失_上永准_二謗法_一可_レ停_二止寺中出入_一也

一 謗法同罪事

於_下背_二本寺之法_一僧徒_上者門徒不_レ可_二歸依_一若於_下致_二歸依_一之輩_上者可_レ同_二謗法_一者也

一 当寺僧出_二寺内_一而住_レ里事

於_下出_二寺内_一住_二他所_一僧衆等_上之者不_レ可_レ請_二寺家得分并門徒之供養_一於_下供_二養彼衆徒等_一門徒_上者

准「謗法」永可「放」門徒「者也」

右雖「為」未來際「可」守「此旨」之狀如「件」

曆応四年七月廿四日(花押)

釋 氏 日 像

授与之妙實聖人

法華宗三國相承事

南 無 妙 法 蓮 華 經

天然 釋迦大師

兼目 天台大師

日本 傳教大師

日本本門寺聖人 日蓮聖人

付弟 同上 日朗聖人

付弟 妙顯寺根本 日像聖人

以上、二種の「法度」の条文を列記したが、つぎに、これらの内容について検討してみたい。

まず、(1)は曆応四(二三四二)年三月二十九日、日像師七二歳の制定で、妙顯寺における定法について定められている。その内容は、大乘法印が妙顯寺の化儀化法に背き、自らは教化をせず他門流の信徒を誘引し、多くの僧侶を脅し、惑わせたことは謗法に準ずるとし、門下を戒め、最後に「仍執達如」件」と表記している。これは、妙顯寺における、出家者と在家者とのあり方について規定されており、御教書の形式をふまえていること

日隆聖人における「法度」について ― 四條門流との関連について ―

が理解できる。

つぎに、(2)は全六箇条からなり、暦応四年七月二四日、日像師七二歳のときの制定である。第一条では、日蓮聖人の本地は本化上行菩薩であることを確信し、法門に異義を唱えるべきではないとしている。また、公方(將軍家)より下問の時は御書の趣旨を守つて返答すること。日蓮聖人の教義を知らず觀法の法門を申す者は妙顕寺の門徒ではない。異義があれば寺内の宗会において明かすべきで、宗会に参加せずに異義を唱える者は謗法者であるとしている。第二条では、妙顕寺の御本尊、自筆の御經、宝塔中の本尊等の聖教類を他所に持ち出すことを禁止している。第三条では、諸国にいる僧俗は妙顕寺の二季の仏事に參らないことは謗法であり、病や急な難にあつた時は、代人を參らせるように規定している。第四条では、他人の弟子・檀那を誘取することを禁止している。第五条では、本寺の法に違背する僧侶に帰依する門徒は、謗法者であることを示している。第六条では、妙顕寺の僧衆が寺内を出て他所に居住する場合は、妙顕寺ならびに門徒からの供養を受けてはならず、寺外の僧衆に供養する門徒は謗法者に准じることを規定している。以上、全六箇条の「法度」であるが、これは妙顕寺の出家者と在家者とにわたる、化儀化法に関する法式であり、第一条と第四条と第五条と第六条とが他の条文に比べて、法門の異義・他人の弟子檀那の誘取・違背の僧への帰依、という教団維持に重要な事項についての条文であることが理解できる。そして、条文の後に御題目を記し、三国四師相承に大国阿闍梨日朗聖人(二二四五—一三二〇)・日像師の二師を加えた記述がみられ、日像師が日蓮聖人の嫡流であることを強烈に示していることが確認できるのである。ところで、日隆師は日像師の法脈を継承し、自らの法華經信仰を門下に遵守させようとしたことが、日隆師の「法度」から理解できる。そこで、日隆師が制定した四種の「法度」について順次みていきたい。

三、日隆師制定の「法度」について

日隆師が日隆教団に制定した「法度」には、管見の限り(1)『本能寺條々法度本尊勸請起請文之事』・(2)『日隆聖人未來遺言之事』¹⁰・(3)『信心法度』¹¹・(4)『本能寺之法度』¹²等の四種のもが存在する。そこで、これら四種の「法度」を記載すると以下のようである。

(1) 『本能寺條々法度本尊勸請起請文之事』〔文安元（一四四四）年二月二日〕

敬白

本能寺條々法度本尊勸請起請文之事

- 一 不_レ可_レ爲_二女犯肉食_一事 委者如_二別記_一云云
- 一 不_レ可_レ爲_二惣博奕_一事
- 一 堂中於_二失物_一者書者攻番夜者惣衆如_レ本可_二

返弁_一事

此等條々遠犯罪科者放_二交衆_一可_レ爲_レ停_二止請用_一也

右上件於_二條々法度遠犯輩_一者、惣者法華

經中之三寶、別者久遠實成釈迦牟尼佛並

多寶如来、乃至三世十方分身諸如来等、本

化上行無辺行淨行安立行等四菩薩等、迹

化文殊普賢等身子目連等、不動愛染諸明

王等四大天王、殊者法華守護之鬼子母神十

羅刹女、天照太神八幡大菩薩等三十番神、

日本国中大小神祇等、罷三蒙冥罰三今生仁者成三白

癩黑癩一、後生仁者展二無數劫之間、必成三謗法者一可レ

墮三無間地獄一者也、仍法度起請文如レ件

日堯花押

明忍花押

慧照花押

直善花押

善撒花押

智鏡花押

日應花押

慧教法押

慧實花押

日祐花押

眞存花押

圓了花押

乘範花押

明詮花押

日選花押

日弘花押

日乘法押

日淳花押

秀覺花押

立圓花押

源榮花押

圓忍花押

實勝花押

是源花押

是圓花押

聰乘法押

勸進 日隆花押

明圓花押

文安元年子甲十二月十二日

(2) 『日隆聖人未來遺言之事』〔宝徳三（一四五）年二月一日〕

日隆聖人未來遺言之事

右被_レ仰下_レ之條、

日隆聖人御入滅已後

於_レ本興寺能化_レ七年之間

可_レ相_レ待器用之人、但其中

修學者有_レ之、僧衆檀方以_レ

相談合_レ可_レ定_レ住持_レ者也、若

器用之人多者如_レ京都_レ於_レ

本尊御前_レ可_レ取_レ御闔_レ、仍

爲_レ後代_レ被_レ仰下_レ之處如_レ件

日隆聖人における「法度」について——四條門流との関連について——

寶徳三年二月一日

日隆花押

寶徳三年二月一日

日隆花押

(3) 『信心法度』〔寶徳三（一四五二）年二月一日〕

信心法度事

- 一 他宗謗法之堂社へ不可参同拜佛神
 - 一 紙半錢ニテモ不可供事
- 一 ミコカンナギ不可遣同ヲコリヲトサセ萬祈禱サスヘカラス
- 一 當宗無僧事闕候其他宗ニ何事ニテモサスベカラス
- 一 他宗講不可交事
- 一 他宗之佛事祈禱ノ所へ 行請ニ^①
 - 一 飯ヲモ茶酒にても候へ不可乞同此方へも左様ノ時不可呼事
- 一 他宗之功德風呂へ添木ナンドシテモ惣シテ不可入此方へも他宗之人々を不可入事
- 一 従公方之事外江何ニテモ候へ佛事祈禱

二一紙半錢不可出事

一 男他宗ニテ女性當宗ナラハ何迄モすつ遍からす

男當宗にて女性他宗ナラハ三年迄ハ可置 其過ハ

可放門徒事

一 雖為法華宗當門徒ヨリ外ノ寺ヘ不可參

佛ヲモ不可拜同僧檀方をも不可供養事

一 借屋ナラハ他宗ノ屋堅アリトモ可許 吾宿ニ餘

所ノ屋堅候ハ可禁制事

一 他門徒ノ談義ヲ聞トモ経ヲモ付誦題目をも

不可唱事

一 他宗の人入婚ニなり来をも可成當宗 同家

之内ニ来宮仕候者即一日ナリトモ可成當宗事

一 當宗の僧檀方同朋寄合謗法の振舞を

見かくし聞かくサハ今生者虚後生ハ

可墮無間事

右所定如件 日隆在御判

宝徳三年二月朔日

好学院_參

(4) 『本能寺之法度』〔寛正四（一四六三）年五月十三日〕

定 本能寺之法度

于時寛正四年癸未五月十三日

一於都鄙之兩寺本能寺本興寺者盡未來際無本末諍可成
兩輪比翼之謂事

一於本能寺貫首職為本興寺致成敗無世出世之

蟲貞選學匠之器用志之人可付囑事

一於大犯三箇條之法度者如惣別之記可レ行守之者也、若

有レ遶背之輩者、永代可レ放交衆事

一於每朝之一卷經者、為廣宣流布師檀安全之祈禱

之間、無闕日可レ有一山一同出仕者也、若不參及三箇日

者科錢三疋、但當病將有難謝所用者披露巨細可レ有

請暇事

一於當番衆者三時之勤行并夜番衆中不レ闕付攻番

堂中不レ出、若有隙事者可レ出代官事

一於企闕諍帶刀杖衆徒者無蟲貞偏頗可レ放交衆事

一祈禱作善之外為遊戲雜談不レ可レ夜宿在家事

右如此條目於遶犯之輩者可レ為一闡提謗法者也

仍所_レ定如_レ件

日隆聖人花押

日禎花押

日明花押

本能寺貫首_并衆徒中

以上、四種の「法度」の条文を列記したが、これらの「法度」の各条文の検討については別にゆずりたい。¹³⁾

そこで、これら四種の「法度」を概観するとつぎのようである。(1)は、日隆師が文安元年二月二日、六〇歳、(2)・(3)は宝徳三年二月一日、六七歳、(4)は寛正四年五月一三日、七九歳のときの制定である。そして、これらの「法度」の内容は、(1)は日隆師が出家者に制定したもので、女犯肉食の禁止、博奕の禁止、堂中における失物に対する処置の方法などの規定であること。(2)は出家者と在家者_とに制定したもので、本興寺の貫首の選定について規定していること。(3)は日隆師の法華経信仰による謗法観を具体的に示し、その対象は出家者と在家者_とにわたるものであること。(4)もその対象は出家者と在家者_とにおかれ、本興寺貫首の選出方法、それに関連して本能寺の貫首ならびに出家者と在家者_との門下_が守るべき規律などについて規定していること、などである。以上、日隆師制定の四種の「法度」について確認したが、つぎに、これらの「法度」と日像師制定の「法度」とがどのように関連しているのかについて、検討していきたい。

四、日隆師制定の「法度」と日像師制定の「法度」との関連について

日隆師制定の「法度」と日像師制定の「法度」とに共通してみられることは、謗法行為およびそれを容認することから生じる与同罪を禁止し、他門流とのかわり方に言及していることである。つぎに、両者の違いに注目すると、日像師の「法度」では、法門の異義を唱える者の存在がうかがわれ、他人の弟子、檀那等を誘取することを強く禁止しており、日像師は自らの門徒の中で違反する者、分立をはかる者を許さなかつたことが理解できる。それに対して、日隆師の「法度」では、日像師の「法度」に比べより細かい具体的な謗法行為の規定がなされ、弟子・檀越が実際に法華経信仰に基づいた生活を営むことに即した「法度」であることを知ることができる。さらには、日隆師の「法度」では、他門徒の誘取や法門上の異議についての禁止条項がみられないが、日隆教団の本寺として、比翼両輪といわれる本能寺と本興寺との関係において、本興寺貫首選定に際し、本能寺貫首が守るべき規律について定められていることが確認できるのである。

五、おわりに——今後の課題

以上のことより、日像師が帝都弘教の為に妙顕寺を創建し、建武元（一三三四）年四月勅願寺となり、布教活動の基盤が整った後に制定した「法度」と、日隆師が妙顕寺（妙本寺）から分派し、新たに教団を形成していく過程で制定された「法度」とではその条文に違いが見られ、日隆師の「法度」には、教義の研鑽が盛んで日蓮門

下諸門流が分派していく時期において、日隆師が教団の中心となる本寺のあり方を示し、新たな信者を教化・獲得し、教団を維持・発展させていこうとしていたことがうかがえるのである。本稿では、日像師制定の「法度」と日隆師制定の「法度」とについて概観し検討したが、今後は、日像師以後の四条門流の貫首が制定した「法度」と、日隆師が制定した「法度」との関係について検討していきたい。

註

- (1) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮教団全史上』(昭和三九年、平楽寺書店) 一二四・一二五頁。
- (2) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮宗宗学全書』第十九卷史伝旧記部二(昭和三五年、山喜房仏書林) 四五頁、妙顕寺文書編纂会編『妙顕寺文書一』一六二頁(平成三年、大塚巧藝社) 参照。
- (3) 『日蓮宗宗学全書』第十九卷一二・一三五頁、『妙顕寺文書一』一六三頁参照。
- (4) 『日蓮宗宗学全書』第十九卷四三頁、『妙顕寺文書一』一六五頁、特別展覧会『立正安国論』奏進七五〇年記念図録『日蓮と法華の名宝』——華ひらく京都町衆文化——一二五・二六九頁(平成二年、京都国立博物館・日本経済新聞社) 参照。
- (5) 妙顕寺には「代々付属讓状」が存在することが指摘されている。『妙顕寺文書一』一六四・一六六頁、『日蓮と法華の名宝』二六九頁。
- (6) 日像師制定の「法度」についての先行研究としては、管見の限り、宮崎英修稿「中世日蓮教団の制戒」(昭和六〇年、『法華仏教の仏陀論と衆生論』所収)がある。

- (7) 『日蓮宗学全書』第十九卷三九・四〇頁、『日蓮と法華の名宝』九九・二六一頁参照。
- (8) 『日蓮宗学全書』第十九卷四〇・四一頁、『日蓮と法華の名宝』一二四・二六九頁参照。
- (9) 日隆師の直筆が本能寺に格護されており、日唱上人草稿『両山歴譜』文安元年条（東京大学史料編纂所贈写本）、「法華宗宗門史資料（二）」（昭和四五年、『桂林学叢』第六号所収）一〇八頁以下、法華宗宗門史編纂委員会編『法華宗宗門史』（昭和六三年、法華宗本門流宗務院）一二八頁以下、藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料古記録編』（平成一四年、思文閣出版）四二九頁、藤井学・上田純一・波多野郁夫・安国良一編『本能寺史料中世篇』（平成一八年）一八頁以下を参照した。
- (10) 日隆師の直筆が本能寺に格護されており、「本能寺文書」（昭和四三年、『日蓮宗学全書』第二十卷史伝旧記部三所収）二八二頁以下、『本能寺史料中世篇』二四・二五頁を参照した。
- (11) 日隆師直筆の所在は明確ではない。妙蓮寺文書編纂会編『妙蓮寺文書』（平成六年、大塚工藝社）九二頁以下、日唱上人草稿『両山歴譜』寛正四年条（東京大学史料編纂所贈写本）、本興寺文書（未刊）、「法華宗宗門史資料（二）」一一〇頁以下、『本能寺史料古記録編』四一九・四二〇頁等の資料が存在する。本稿では、日唱上人草稿『両山歴譜』記載の『信心法度』を引用した。
- (12) 日隆師の直筆が本能寺に格護されており、日唱上人草稿『両山歴譜』寛正四年条、「本能寺文書」二八三頁以下、「法華宗宗門史資料（二）」一一一頁以下、『法華宗宗門史』一三四頁以下、『本能寺史料古記録編』四一九頁、『本能寺史料中世篇』二七・二八頁を参照した。
- (13) 小西頭一郎稿「慶林坊日隆教学の研究——『法度』を中心として——」（平成一四年、『日蓮教学研究所紀要』第二十九号所収）を参照されたい。

(14) 宮崎英修稿「中世日蓮教団の制戒」にも同様の指摘がなされている。

〈キーワード〉 日像 日隆 法度 妙顕寺 四条門流

付記

本稿は、平成二十二年度の法華宗教学研究所総会における発表と、日本印度学仏教学会第六十一回学術大会における発表を基に成稿したものである。発表に際し御教示頂いた先生方に深謝申し上げる次第である。

日隆聖人における「法度」について — 四条門流との関連について —